

第13回 米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会議事録（概要）

1 日 時 令和8年4月14日（火）午後7時から午後8時20分まで

2 場 所 米子市立美保中学校 特別活動室

3 出席者

アドバイザー（敬称略）

吉田 博幸

委員（敬称略）

松本 勝彦、内田 秀秋（副委員長）、安本 淳一、岡田 隆（副委員長）、
西井 通（副委員長）、曾根 大二朗、原田 清美、河田 昌和、土井 賢司、
岩尾 奈央子、竹本 法子、堀場 善智（委員長）、清水 裕子、遠藤 東代子、
太田 敦弘、瀬尾 香緒里、藤澤 美和、水野 淑江

説明のために出席した職員

教育長

浦林 実

【教育委員会事務局】

教育委員会事務局長

金川 和弘

教育委員会事務局次長兼こども施設課長

矢野 伴典

教育委員会事務局次長兼こども支援課長

長尾 理恵

こども政策課長

永榮 一博

教育委員会事務局主査兼指導主事

遠藤 幸子

学校教育課長兼指導主事

平野 勝久

こども政策課長補佐

井原 聡史

こども政策課担当課長補佐兼指導主事

近藤 泰知

こども政策課係長

松下 貴洋

こども政策課主任

名原 裕紀

こども政策課主事

佐々木 泰地

【こども総本部】

こども政策課担当課長補佐

國谷 建太

こども施設課保育リーダー

飯田 聡子

こども施設課保育リーダー

松原 香里

こども政策課係長

砂場 雄一朗

【関係部署】

交通政策課長

倉本 樹

まちづくり企画課長

藤堂 壮範

4 次第

- 1) 委嘱状交付
- 2) 教育長挨拶
- 3) 開校準備委員会設置要綱確認
- 4) アドバイザー紹介
- 5) 委員自己紹介
- 6) 委員長の選出、委員長挨拶
- 7) 副委員長の選出、副委員長挨拶
- 8) 教育環境部会部会長、副部会長の指名
- 9) 事務局説明
 - ①これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗について
 - ②開校準備委員会及び専門部会について
 - ③校名選定について
- 10) 協議
 - ①校名候補選定について
- 11) 意見交換
 - ①閉校事業、開校事業について
- 12) アドバイザーからの助言
- 13) 連絡

5 概要

- (1) 次第6) 委員長の選出
 - ・互選により、堀場委員を委員長に選任
- (2) 次第7) 副委員長の選出
 - ・互選により、内田委員（崎津）、岡田委員（大篠津）、西井委員（和田）を副委員長に選任
- (3) 次第8) 教育環境部会部会長、副部会長の指名
 - ・委員長が、太田委員を部会長に、曾根委員を副部会長に、それぞれ指名
- (4) 次第9) 事務局説明 ①これまでの経緯と義務教育学校整備事業の進捗について
 - ・造成工事は、令和9年6月末完了予定で順調に進んでいる。
 - ・建築実施設計は、令和9年3月末の完了予定で、こちらも順調に進んでいる。
 - ・排水先の作兵衛川の改修に係る測量設計は、令和7年9月末に完了した。今後、工損調査を行い、順次工事に入っていく予定
 - ・校名選定については、令和7年度の開校準備委員会で校名候補案の公募に向けた協議・検討を行い、募集要項や選定要領を決定した。令和8年4月20日から校名候補案の公募を始める。

- ・教育環境部会では、昨年度は主に通学路について協議を行った。現地調査も実施し、仮部会案を決定した。今後、現地調査や住民説明会を通して、通学について決定していく。
 - ・並行して、教育課程についても、検討を進めていく。
- (5) 次第9) 事務局説明 ②開校準備委員会及び専門部会について
- ・開校準備委員会は、開校に当たり必要な事項を調査・検討する組織、専門部会はより専門的・具体的に調査・検討を行う組織であることを確認した。
 - ・今年度は主に校名候補選定、閉校・開校事業の協議や通学についての審議を行う予定
- (6) 次第9) 事務局説明 ③校名選定について
- ・校名決定までの流れを再確認した。
 - ・校名候補案公募のチラシ、応募用紙について説明を行った。
 - ・校名候補案公募・校名候補選定のスケジュールを確認した。
- (7) 次第10) 協議 校名候補選定について
- ・応募内容の整理について
 - (事務局)
 - まず、「重複応募の取扱い」について、一人1応募のルールに従い、複数回応募した場合は、最初に応募したものを有効とする。
 - 応募方法ごとの応募時刻の取扱いは、次のとおりとする。
 - WEB 応募フォーム：申請時刻
 - 応募箱：応募締切日（6月10日）の17時
 - 郵送：消印押印日の17時
 - 次に、「不適切応募への対応」について、「公序良俗又は法令に反するもの」「差別的表現、誹謗中傷を含むもの」「特定の個人、団体、企業の宣伝となるもの」「校名として著しく不適切なもの」「その他開校準備委員会が不適切と判断したもの」のいずれかに該当するものは審査対象外とする。
 - (結果)
 - 事務局から説明のあった内容で承認
 - ・第1次選定について
 - (事務局)
 - 第1次選定では、「応募資格」と「応募条件」による選定を行う。
 - 応募用紙の記載に不備があった場合は、資料に記載の判断基準で有効・無効の判断を行う。
 - (結果)
 - 事務局から説明があった内容で承認
 - ・開校準備委員会での選定について
 - (事務局)

まずは読みによる選定を行い、その後、その読みに当たる表記による選定を行う。

(結果)

事務局から説明のあった内容で承認

(8) 次第 11) 意見交換 閉校事業、開校事業について

- ・事務局から、資料に沿って、閉校事業、開校事業の定義と他自治体の事例を紹介
- ・令和 8 年度の開校準備委員会では、閉校事業、開校事業の実施主体や今後の進め方及びおおまかな方向性について協議していくことを確認した。

(9) 次第 12) アドバイザーからの助言

- ・閉校事業、開校事業は、友人や教員との人間関係の変化等、子どもへの配慮を最優先にすべきである。閉校、開校に向けて、合同の行事をするなど、子どもたち同士、大人と子どもとの交流を、少しずつでも図っていけると良い。
- ・学校は地域の象徴であったり思い出の場所であったりするので、閉校事業ではそれぞれの学校の歴史や地域の歩みを感じられるような取組を期待する。
- ・開校事業では児童生徒、保護者、教職員、地域が新しい学校文化を作っていく意識を大切にしてほしい。
- ・子どもたちが主役となり、過去を大切にしつつ、未来を見据えた取組が大切である。